

# 日立神奈川争議団にかかわる不団結問題の解決のために

2003年7月18日 神奈川県委員会

## 〔1〕党内討論にあたって

- 1、わが党は、日本共産党員などにたいする思想差別に反対し、基本的な人権を守る不屈のたたかいを、つねに高く位置づけてきました。第19回党大会決定は、「経営支部、とくに民間大経営の支部はもっとも困難な条件下で活動している党組織であります。他の資本主義国にも例をみないような多年の非人間的な抑圧に抗して、独占資本主義の牙城で階級的、革新的な陣地を保持し、労働者の利益をまもるために奮闘してきた多くの経営支部の活動は、日本共産党の不屈の英雄主義的伝統を発揮した成果として、高く評価されるべきです」と述べています。県党組織のなかでも、この立場から差別是正のたたかいなどを積極的に位置づけてきました。(02年2月県委員会文書)
- 2、日立争議は、日本を代表する大企業の日立資本を相手に、一都三県(東京、神奈川、茨城、愛知)にまたがる活動家に対する思想差別事件(労働委員会)、男女差別事件(裁判所)、残業拒否解雇事件(最高裁で敗訴)という内容の違う事件を統一して全面解決を図ろうとするたたかいでした。

全労連が日本のナショナルセンターとして結成後はじめて大企業との直接解決交渉に出て、00年9月の解決協定に調印をしたことは画期的なことで評価されています。しかも、解決では、提訴をしなかった職場活動家の差別是正も実現し、解決後にはさらに別工場や関連会社の活動家が差別是正を勝ちとっています。

日立神奈川争議団は、一都二県とはまったく別の解決となりましたが、県内の労組、団体、個人の献身的支援のもとに一都二県とほぼ同じ水準の解決を02年7月にかち取りました。しかしこの間、日立神奈川争議は、争議団内部の不団結、支援共闘問題と神奈川労連や民主団体との不団結問題、そして弁護団との不団結も表面化しました。

- 3、神奈川県委員会は、日立神奈川争議などの不団結問題を解決するために00年11月に開いた県委員会総会の方針にもとづいて全県の党組織に討議をよびかけてきました。

(1) 県委員会は、「差別争議をたたかう党支部のなかで生まれている不団結の共通の要因として、神奈川争議団共闘会議といくつかの支援共闘会議の目的・運動・組織の方針に是正すべき問題点がある」と指摘し、①神奈川争議団共闘会議の基本的性格は、「本来、それぞれの『争議の勝利』という個別課題にもとづいて、各争議団が連帯してたたかう組織です。共闘にふさわしく一致点にもとづく会議運営や役員構成も考える必要があります」と党としての基本的な考えを示しました。また②支援共闘会議の基本的な性格についても、「個別争議ごとに『それを支援していくことを目的として』組織されるものです。その性格と役割は、争議団を支援する共闘会議であり、争議団の意思や方針を尊重して支援するものです。要求項目や内容、運動、解決水準などは、争議団自身が決定すべきものであり、運動と解決の責任と権限は各争議団にあります」

と党として考え方の基本を示しました。(02年2月県委員会文書)

(2) 県委員会は、問題が労働運動、争議運動のなかで起こっている問題であるため党の政策・方針を「決定」として押し付けるのではなく、関係党員のなかでの率直な討論をつうじて県委員会の政策・方針にたいする理解を深め、自覚的に是正すべき問題として提起しました。こうした結果、県党の多くの関係党支部や党員は、県委員会の政策・方針を率直にうけとめ理解を深めました。しかし、一方、いくつかの争議団党員会議などは、県委員会の提起を率直にうけとめ討論する場にならず、「日立に不団結はない」「問題がないのになぜかきまわすのか」(日立争議関係者)など県委員会の指導を激しく批判し、一部では県委員会の報告さえさせないというところもありました。県委員会は、事態を重視し党の政策と原則的立場についての理解を広げ、運動の正しい発展方向を切り開くために引き続き努力してきました。

(3) この過程で、残念ながら党の原則的立場、党規約をふみにじる異常な事態が生まれました。県委員会は、千代田化工建設支部や日立神奈川争議をめぐる生まれた問題について、必要最小限の経過と、問題の本質を明らかにしました。(詳細は添付 02年2月県委員会文書を参照)

日立神奈川争議団と同支援共闘会議の一部指導的党員は、日立神奈川争議の解決にあたっての報告集会などで、日立争議の「4つの特徴」を述べ、その一つに「外部からの干渉」として、日本共産党をあげ、公然と攻撃するにいたりました。また、一部には、争議問題を理由に離党を表明するとか、党費を納入しない、あるいは1円を党費として納入しようとする、「赤旗」購読をやめる、さらには「選挙活動をしなかった」と表明する党員も生まれるなど、異常な状態がつくられています。こうした、きわめて深刻な事態は、00年11月の県委員会総会の指摘した争議運動の中での政策的、理論的誤りが、さらに組織的な誤りに発展していることを示しています。

県委員会は、日立神奈川争議団にかかわる不団結問題解決のためには、不団結問題のおおもとにある大衆運動における政策的、理論的な誤りについてさらに深め解明してきました。県委員会が深めてきた日立争議の誤りの根幹をなす理論上のいくつかの大切な問題点は〔3〕の項で述べる内容です。

## 〔2〕なぜ、県委員会がこの見解を出すに至ったか

- 1、日立争議にかかわる不団結問題は、県党組織の党内問題として深刻です。職場支部はいうまでもなく居住支部や、タテ線組織にも少なくない影響がおよんでいます。
- 2、日立争議の不団結問題は、本来大衆的な争議運動のなかで発生した不団結問題ですが、神奈川争議団と一都二県の争議団との関係、日立神奈川争議団・同支援共闘会議と全労連・神奈川労連との関係など全国的問題になっていること、さらに全県の争議運動への重大な影響など、全県的問題にもなり、党県委員会の見解が求められてきたからです。
- 3、第23回党大会に向けての党大会決議案、綱領改定案、そして当面している六中総

での「大運動」と衆・参の国政選挙勝利のために、この見解をすべての支部が討議し思想的、理論的建設を抜本的につよめることが求められています。

4. 県委員会が、この見解のなかで神奈川争議団共闘会議や、一部の支援共闘についてふれているのは、争議運動のなかで深刻な不団結問題をおこしている日立争議に密接に関係している神奈川争議団共闘会議、日立争議のなかでの支援共闘論についてであり、また、争議全般に対する党の見解を示したものでなく、これまでに数々の歴史的な全国的な成果を上げてきた神奈川の争議運動への評価をいささかも低めるものでもありません。

### 〔3〕日立神奈川争議団にかかわる不団結の解決のために

#### 一、争議団自体の問題

##### 1. 大衆組織である争議団の非民主的運営の誤り

争議団は大衆組織であり、したがって、大衆組織としての民主主義が確立されていなければなりません。ましてや、争議団は個人の要求を土台とした共通の課題を解決するという大衆組織であって、それにふさわしい形で民主主義を確立することが必要です。それは、民主的討論、合意と納得を通して、一致点で運営していくことが原則です。

ところが、日立神奈川争議団の団運営は少数意見が尊重されず、また団則もこれと結んでいちじろしく民主的運営を阻害するものになっています。例えば、「団会議での決定事項に不服がある場合は・・・外部にはもちださない」、争議行動参加のために「年休は平等に行使する」として年休行使まで規制する、さらには「団の決定に従わず分裂行動をとる場合は団から除名ができる」という除名規定まで設けています。そして、意見の違う団員にたいして徹底した排除が行われました。

日立神奈川争議団内部に不団結が生まれ、拡大してきた要因に、この団則とそれにもとづく団運営にみられるような極端な非民主的な状況があることは明らかです。

現に、争議団の宮崎良司氏は、①争議団への支援共闘会議の「指導」が絶対とされる状況に批判をもったこと、②それと関連して争議団の民主的運営について意見が違ったこと、③提訴外の労働者の要求をどう取り上げるかについても意見が違ったこと、④「自主交渉」のなかで争議団員の格付けについて意見が違ったこと、などで争議団の多数の人たちと意見が違ったのですが、この意見の違いが、団結を大切にしてねばりづよく討議し一致点を形成していくことによって解決されることにはならず、違う意見をもっていることを糾弾され、争議の最終盤では違う意見をもった少数の団員を除いて別の「打ち合わせ会議」が開かれるなど極端な排除が実行されたように、不団結が生まれ、拡大・固定化されてしまったのです。

2. どんな団体や個人による支援共闘組織をつくるのかの決定権を、争議団がもてるようになっている誤り

日立神奈川争議団の「二〇〇一年元旦宣言」では、「二、日立闘争神奈川支援共闘会議

の運営のあり方」として、「どのような支援組織をつくるかは一重に団の主体的な考えでつくるものだと考えています」「・反合権利闘争で熟達した方々に参加して頂き『運動と解決に責任をもつ支援共闘』をつくることは不可欠であると思います」と述べています。これは、支援共闘組織を争議の支援だけでなく、争議そのものについての指導機関とする発想となっています。

しかし、支援共闘組織というのは名前の通り、世論の結集に努力して争議団を支援する組織であり、争議団と支援する労働組合など団体の合意でつくられるものです。また、争議解決に責任をもつことはあくまでも争議団と団員の自主性に属するものです。

## 二、支援共闘会議の問題

### 1、支援共闘会議を争議団にたいする指導機関にする誤り

日立闘争神奈川支援共闘会議は、その会則第3条「構成と任務」に「日立神奈川争議団の勝利のための運動と解決に責任を持つ組織」と規定しています。さらに、支援共闘は争議団にたいする「指導と援助」にあたるとしています。つまり、支援共闘が争議団にたいする指導機関とされているのです。争議の主役は争議団自身であって、争議団にたいする支援をすることが任務である支援共闘に、組織の性格上、そんなことができる訳がありません。これは、支援共闘の任務の逸脱と言わなければなりません。

この点で見過ごせないことは、争議団自体の問題で見たように、争議団が「どのような支援組織をつくるのかは一重に団の主体的な考えでつくるもの」「・反合権利闘争で熟達した方々に参加して頂き『運動と解決に責任をもつ支援共闘会議』をつくることは不可欠」と述べていることと関連して、争議団が支援共闘の役員を指名して支援共闘の指導部を構成し、その特定の考えを持った幹部が支援共闘の指導権を握って、自分たちの思うままに争議団への指導を実現するという、支援共闘組織の性格を逸脱するセクト主義的な仕組みがつけられていることであります。

宮崎氏は、「支援共闘会議の役員は、争議団員に対しては『争議団活動は戦時下の活動だから行動を規制することもある』として、支援共闘会議役員への絶対服従を求めました」（パンフレット「真の団結を求めて、日立争議の経験から」）と述べていますが、争議団内部の意見の違い、争議団員と支援共闘の意見の違いは、このように支援共闘が争議団にたいする指導機関とされ、争議団と団員を支援共闘の指導に服従させる態度をとったことによって、解決するどころか、不団結を生んで拡大・固定化していくこととなったのです。

### 2、支援共闘会議の運動を労働運動の階級的強化に直接結びつけるセクト主義

不当差別にたいして、労働組合がそれを取り上げてたたかわない場合、職場に争議団をつくって公的機関を活用し、大衆の支持のもとに要求実現のたたかいをおこなうことは、客観的には労働組合の階級的強化に「寄与」することは言うまでもありません。また、支援共闘がその争議団を支援して活動をすすめることが、労働運動の発展に客観的に「寄与」することは言うまでもありません。ところが、支援共闘の活動が果たしてい

る客観的な役割を支援共闘の主体的な任務とすることによってさまざまな問題がうまれています。

日立支援共闘の幹部は、支援共闘について「労働運動の階級的強化に寄与する」（94年12月）、また、「支援共闘の闘いを通じて労働組合の強化がいっそう重要な課題になっている」（99年4月）、さらに、「支援共闘は争議運動の最高の形態」（99年4月）とも言っています。しかし、闘争を通じて運動と組織を発展させるという一般的な方針は、それぞれの組織の性格に応じて考える問題であります。支援共闘の場合は、争議でかかげる要求の正当性と企業の不当性を世論化していくこと、その世論の力を公的機関や企業・当局に反映して、勝利に導いていくことがその任務であります。この点からも、支援共闘の任務の逸脱があり、そこからセクト主義的傾向が生まれています。

### 三、争議団共闘会議の問題

#### 1、争議団共闘の性格を逸脱する問題

争議団共闘は、争議でかかっている要求にもとづく課題別共闘です。言い換えれば、限定された課題にもとづく共闘です。したがって、この共闘が政治的課題、経済的課題を総合的にかかげることは適切ではありません。かかげるとしても、争議でかかっている要求との関連性が直接的にある問題に限定することが必要です。

ところが、神奈川争議団共闘会議の規約では、「二、目的」として、「（一）資本の首切り『合理化』、権利侵害、生活破壊に反対して闘う。（二）国民の民主的権利の擁護と拡大のために闘う」という課題がかかげられており、例えば第24回総会（01年）では、総会スローガンとして、「国民・労働者犠牲のリストラ・人減らしに反対し・・・」、「日米安保条約の廃棄」、「消費税減税」など政治的課題や、「労働運動の前進、革新統一戦線の結成を目指して奮闘しよう」などの課題がかかげられています。これらは、労働組合、もしくは労働組合のローカルセンターやナショナルセンターがかかげるような目的、スローガンです。このような目的、スローガンを掲げることは、必然的にナショナルセンター・ローカルセンターの役割を軽視し、自らをローカルセンター的存在として対置することにつながざるをえません。これでは、争議団共闘が本来の争議団共闘ではなくなることになり、争議団共闘の基本的性格と役割を逸脱した誤りと言わなければなりません。

#### 2、実現不可能な任務を争議団におしつけるセクト主義

神奈川争議団共闘会議は、「三つの原則」の一つとして「労働戦線の階級的統一と革新統一戦線の結成をめざす闘いに寄与する」ことを強調し、方針でも「階級的・民主的労働運動の発展と統一を不断に追及する姿勢を堅持」（第18回総会・95年）、「労働戦線の階級的統一、革新統一戦線結成に寄与することを目的意識的に追及する必要がある」（第23回総会・00年）と言っています。労働組合運動の階級的民主的強化はきわめて重要で切実な課題ではありますが、この課題はその組合を構成する労働者自身の職場を基礎にした取り組みを中心として発展させることができるものです。

また、労働戦線の階級的統一は、現実的な課題としては、全労連という階級的ナショナルセンターの強化・拡大（未組織労働者の組織化を含む）と傾向の違う労働組合との一致する要求にもとづく共同行動の前進によって切り開かれるものです。さらに、革新統一戦線は、党と無党派層との共同体である革新懇運動の強化・拡大で前進するものです。

争議団共闘が、切実な要求実現の闘争をつよめることによって労働運動の発展に客観的に「寄与」することがあっても、目的とそれへの接近の方法が違う労働戦線の統一や革新統一戦線の問題にたいして「寄与することを目的意識的に追及する」という立場は、実現不可能な任務を争議団に押しつけるセクト主義と言わねばなりません。

以上、日立争議に関しての不団結の問題を理論的に解明してきましたが、この見解の内容をよく理解し、党内討議をつくして誤りを克服し、団結をかためて新たな前進をつくろうではありませんか。